

保育協議会意見（ポイント）

令和2年8月26日提出

保育協議会より「(仮称)あり方委員会にて「公立施設のこども園の設立(移行)」が検討されることに対する懸念について」として意見書が提出されました。

内容(ポイント)は次のとおりです。

■民間園が危惧すること

- ① 公立保育所が認定こども園に移行した場合、民間保育所も認定こども園へ移行する為に経費を支出し、公立の認定こども園と同等のサービスを提供して経営ができるか
- ② 経営を継続していけるほどの入所児童数を確保ができるのか

■対応策

- ① 幼稚園の充足率が低いことから実情に合わせて定員を下げる。
- ② 待機児童解消の考え方は、まず保育園への受入に向けた対策を検討し、それでも解消が見られなければ、幼稚園の認定こども園化について対策を検討すべき。
- ③ 保育士不足の解消に向け、人材確保の為に支援策を検討する。
- ④ 民間施設の運営を第一優先に置き、民間施設の保育所の運営に支障が生じる場合は、公立施設の幼稚園、保育園が弾力的な運用にてその民間施設の支障を回避する。
- ⑤ 民間保育所に認定こども園へ移行するための情報提供がない。

(仮称) 在り方委員会にて「公立施設のこども園の設立(移行)」が 検討されることに対する懸念について

愛荘町には、公立の幼稚園が2園、公立の保育所が1園、民間の保育所が5園と、教育・保育サービスを行う施設が8園あり、近年は児童数が減少の傾向で将来的には児童数に対して施設数が過多の状況となり、このことはそれぞれの施設の経営を難しくさせる大きな要因になりかねません。

この様な状況の中で、過日に愛荘町が待機児童等の問題を解消するなど、こども園を検討していく旨の報告を受け、仮にも公立の幼稚園、保育園がこども園に移行するようなことになれば、保護者はこども園への入所を望まれていき、その中で私たち民間の保育所は、「今までとおりの保育所運営で経営を持続して行けるか」、「こども園へ移行する為に出資(支出)等を行い公立のこども園と同等のサービスを提供して経営ができるのか」、当然ではあるが「入所児童数が経営していける数の確保が出来るのか」など、前途を危惧してなりません。

また、こども園の検討される旨の報告を受けて以降、また在り方委員会を設けその中でもこども園に関して検討される旨の報告を受け更に危惧が増し、このままではこの危惧が町行政に対しての不信につながりかねないと憂っています。

つきましては、過日(8/24)に民間保育協議会にて、今日に至るまでのこども園の検討についての町行政の動向や報告内容、在り方委員会を設けることの説明などを振り返り、そして第2期子ども子育て支援事業計画に照らし合わせて意見交換等を行い、その中でありました今後のことを心配する意見の一部を早々に「意見のとりまとめ」として以下に記載いたしますのでご査収いただき、これからも町行政と共に民間保育所がしっかりと連携し、子どもにより良い保育を実践していけますように、愛荘町としての考えや方向性などをお教え(ご回答)いただきますようお願いいたします。

－ 意見のとりまとめ(在り方委員会と、こども園の検討に関して) －

子ども子育て会議にて(仮称)在り方委員会を設ける承認を受けられたとのことで、この委員会は、子ども子育て会議にて承認された子ども子育て支援事業計画に則して、必要な事項を検討されると思います。

また、在り方委員会は、「将来的な就学前教育と保育のあり方、また第2期子ども・子育て支援計画の具現化のため」に設立される予定で、この趣旨を第2期子ども・子育て支援事業計画かに則してみると、第4章 施策の展開「基本目標Ⅰ 教育・保育サービスを充実します」●課題●には、「教育・子育てサービスを充実します(頁49)」からは、「公立の2幼稚園では、平成27年度から3年保育を実施してきましたが、定員に満たない状況で、保育所と合わせて幼稚園も定員等の検討が必要な課題(頁49)」、「全国的にみる保育士不足は愛荘町も同じ状況で、保育士の確保と安定的な就業を目指すことも重要な課題(頁49)」とあり、また「平成29年に改訂された「保育所保育指針」や「幼稚園教育要領」の内容が共通化されました。その中に明記されている「3つの柱」と「幼児期までに育ってほしい10の姿」に基づき、質の高い保育・教育の提供ができるよう努めていきます(頁49)」と記載されてあります。この課題や対策の計画などをもとに幼稚園、保育所のあるべき方向(在り方)への取り組みや支援策などを、本来は以下の内容を主に在り方委員会で検討されていくものと考えます。

- ・ 幼稚園に関しては、定員（愛知川幼稚園 300 人、秦荘幼稚園 200 人）に満たない状況（近年は 400 人を下回る）を、■**教育の量の見込みと確保の方針（頁 43）**の実状（実態）に合わせて定員を下げることにより、需要と供給のバランスの取れた保育環境、また 質の高い保育・教育の提供ができるよう具体的な支援策を検討する。
- ・ 保育園に関しては、「**保育所の入所希望者は減少せず、特に低年齢児の入所希望が多く、0 歳から 2 歳児において待機児童がみられます（頁 49）**」とあり、待機児童の解消についての具体的な取り組みとして「**保育所入所枠の拡大を含め、保育士・支援員の確保と保育士・支援員が働き続けやすい環境やしきみづくりにつながる支援を行っていくことにより、待機児童の解消に取り組めます（頁 50）**」と記載されており、現状の「**毎年 10 人前後の待機児童が発生（頁 35）**」を解消する為に、また 質の高い保育・教育の提供ができるよう具体的な支援策を検討する。
- ・ また、保育士の配置基準が厳しい 0 歳児（1 保育士に対して 3 児童）や 1 歳児、2 歳児（1 保育士に対して 6 児童）に対して、■**保育（3 号認定：1、2 歳）の量の見込みと確保の方針**、■**保育（3 号認定：0 歳）の量の見込みと確保の方針（共に頁 43）**が行えるよう人材確保の為の支援策を検討する。

がしかし、安易に、又は政治的な背景等により、幼稚園が定員に満たない（下回っている）状況を回避する為に、現状の課題の 0 歳から 2 歳児における待機児童を幼稚園が受け入れる対応を最初に検討されることがあるとしたら誤りではないかと考え、この課題に対してはまずは保育園にての対策を検討し、それでも解決できない状況にあれば、その次の対策として幼稚園にての対策を検討する順が妥当だと考えます。

何故ならば、幼稚園では 0 歳から 2 歳児は入所（受入れ）出来ないにも関わらず、在り方委員会での検討が幼稚園をこども園に移行して対応するとした場合、こども園は一般的に保育士の資格を有する者の配置が必要となり（幼稚園の教員免許では 0 歳から 2 歳児の保育は実施できない）、また施設としても満 2 歳未満のほふくする子どもについては一人あたり 3.3 m²が必要で、給食体制としても満 3 歳未満の子どもには調理室で調理された食事を提供することが必要（満 3 歳以上は外部からの搬入が可能）であり、現在でも保育士不足で確保（雇用）が困難な状況の中にあるにもかかわらず保育士資格者の配置を必要とし、そして調理室を設け、また調理員の配置が必要となることなどから、一般（常識）的な判断では、この対応策には多くの費用を要する事などが想定され、優先度の低い（後尾）対応策であると考えます。（普通の事業者であれば、事前分析の段階で判断されるか、担当部署等で理解している内容）

このことを踏まえても、幼稚園は公立（町立）であるが故に、今日の定員を下回る運営状況の中で、(4) 子どもの人口の推計に「**児童数は減少していくことが想定されます（頁 9）**」と記載されており、将来的にも定員を下回る見込みに更に運営を危惧され、本来は保育園に入所する 2 号、3 号認定の児童を、政治的な背景など（あくまでも推測ではあるが、幼稚園の 3 歳保育の開始に想定された入所児童数や新興住宅等の開発による人口増加による想定された保育ニーズ（入所児童数）などを理由に、町立の 2 幼稚園に対して多額を投じて新築、増改築等された経緯上で）、幼稚園を今後こども園に移行し、乳児（0～2 歳児）の入所（受入れ）を可能として定員数を確保する計画が検討され進められた場合、前段のとおり一般的な判断がなされなく、本当に民意（町民の意思など）に即した対策なのか疑念が生じてしまいます。

保育所としても、「**児童数は減少していくことが想定されます（頁 9）**」との内容には、

近い将来に保育所の運営に影響を与えかねないと懸念しているにもかかわらず、幼稚園をこども園に移行するようなことがあれば、今までも幼稚園の3年保育の開始時に、またつくし保育園の新築増床時に危惧した「民間施設の保育所の運営に支障をきたすのではないのか」との思い以上に更に上回る危惧の念を抱かずにはられません。

町行政からは、幾度となく「当町にある公私立の幼稚園、保育園の運営等に関して、民間施設の運営を第一優先に置き、民間施設の保育所の運営に支障が生じる場合は、公立施設の幼稚園、保育園が弾力的な運用にてその民間施設の支障を回避する」旨の話を受けることはありましたが、どの様に対策が行われるのか、具体的な回避策の提示はありません。

また、本当に弾力的な運用にて対策を実施するのであれば、弾力的な運用にて支障を回避する側（民間施設の保育所）をこども園に移行しておくことが望まれるにも関わらず（幼稚園の入所申請者は1号認定で、保育所に入所することが出来ない）、町行政からは民間施設の保育所に対してこども園への移行する為の情報提供や推進ではなく、弾力的な運用にて対策を実施するとの申し出は、「実現不可能な対策ではないのか」、「個別（担当）部署の対策（保育所の所轄の子ども支援課の対策で、幼稚園の所轄の教育委員会は未了知）なのか」、更には「愛荘町としての本意なのか、否か」が分からない状況にあります。

以上、民間保育協議会より質疑の申し出に対して書面に取りまとめて提出しご回答等いただけるとのことでしたので、この他にも「入所審査基準と調整や受入れ状況」「弾力運用の実施内容」などもありますが、先ずは在り方委員会で検討されとお聞きしたこども園に関しての懸念しています内容をまとめましたので、ご査収いただき、この懸念していますことが解消されますご回答やご説明をいただきますようお願いいたします。

尚、ご説明いただきます内容は、可能な限り速やかに（9/2までに）書面にて報告いただきますよう、またご回答の内容が「今は分からない」「今後検討していく」「他部署のことは分からない」などの更に「何故」と疑念が生じませんように、誠意且つ丁寧なご回答をお願いいたします。

文末になりますが、本書記載に際して時間が無く、まとまりのない文面になり、文言等に失礼なものがありますことお許しいただきますよう、また在り方委員会の開催、運営には必ず民間保育所の意見や思い等を、十二分に組み入れていただきますよう切にお願いいたします。

※本書の赤字は、第2期子ども・子育て支援事業計画に記載されている内容を示しています。

令和2年8月26日

愛荘町民間保育協議会

会長 浦部 玲子

本文に関する問い合わせ先

愛荘町民間保育協議会

村木（秦川愛児園 電話：0749-37-2037）